



公告第 329 号

公売公告兼見積価額の公告

地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第6項、第373条第7項、第463条の27第6項及び第728条第7項の規定に基づき、その例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第94条の規定により、次のとおり差押財産の公売をしますので、同法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和7年10月20日

郡山市長 椎根 健雄

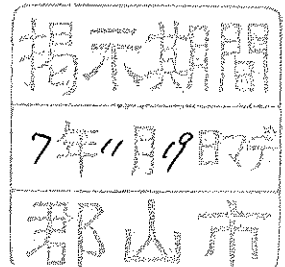
公 売 の 種 類	不 動 産		
公売財産の名称、数量、性質、公売財産上の賃借権等の権利の内容等	別紙1のとおり		
公 売 保 証 金 額 及 び 見 積 価 額	別紙1のとおり		
公 売 方 法	期 日 入 札		
公 売 日 時	入 札	令和7年11月19日(水) 午前10時から午前10時30分まで	
	開 札	令和7年11月19日(水) 午前10時32分	
公 売 場 所	郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所西庁舎3階多目的ホール2		
売 却 決 定 日 時	令和7年12月10日(水)午前10時	場 所	郡山市税務部収納課 (郡山市役所西庁舎2階)
代 金 納 付 期 限	令和7年12月10日(水)午後2時30分	場 所	郡山市税務部収納課 (郡山市役所西庁舎2階)
買受人についての資格及び注意事項等	別紙2のとおり		

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を郡山市長（税務部収納課）に申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は郡山市税務部収納課（郡山市役所西庁舎2階）に用意してあります。

(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。



公売公告兼見積価額の公告別紙

(公売財産の名称、数量、性質、所在、公売財産上の賃借権等の権利の内容等、公売保証金及び見積価額)

売却区分番号	郡山7-2-1	公売保証金	340,000円
数量	2	見積価額	3,388,000円

不動産の表示

(土地の表示)

1 所在地 福島県郡山市桜ヶ丘一丁目
 地番 163番
 地目 宅地
 地積 234.84㎡

(建物の表示)

2 所在地 福島県郡山市桜ヶ丘一丁目163番地
 家屋番号 163番
 種類 居宅
 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床面積 1階 98.50㎡
 2階 44.71㎡

以上、登記簿による表示

不動産の概要

物件の位置	JR東北本線「郡山」駅の南東方へ約6km(道路距離) 郡山市田村行政センターまで約5km(道路距離) 郡山市立高瀬小学校まで約1.7km(道路距離)
公法上の規制	市街化調整区域 建ぺい率60% 容積率200%
街路条件	東側が幅員約5.5mの舗装市道、南側が幅員約4.5mの舗装市道に接する。 (建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第1号)
画地の形状等	間口約13m、奥行き約16m、ほぼ長方形、角地、おおむね平坦 南側道路より0~1.0m程度高い。東側道路より0.3m程度高い。 西側隣地より1.0m程度高い。北側隣地とほぼ等高
供給処理施設	上水道有り。下水道無し
土地利用の状態	木造2階建居宅の敷地
埋蔵文化財の有無等	対象物件は周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。
土壌汚染の有無とその状態	対象物件については、専門機関による土壌汚染調査等がなされていないため、土壌汚染の有無については不明です。
その他	本物件は、現況有姿での公売となります。記載の有無や記載内容を問わず現況を優先します。 建物については平成23年ころから居住されておらず、経年劣化及び維持管理の不良による床の一部陥没やたわみ、床板の剥離などの老朽化が進んでおります。 現在、居住者(占有者)はおりません。 公売財産1~2の一括公売となります。 入札を御検討される方は、事前に、購入後の土地利用計画等に即して、現況の確認及び法令等の制限について、関係機関への確認等を行ってください。

(注意事項)

- 1 公売財産について必ず公簿、現況等を確認の上、入札してください。
- 2 公売財産については、法務局(福島地方法務局)に公図が存在しますが、境界確定等に当たっては隣接土地所有者と協議してください。
- 3 敷地内部の動産及び工作物等は公売の対象外です。敷地内部の動産及び工作物等の処理の一切については、買受人が自らの責任で所有者等と協議し、行っていただくこととなります。
- 4 敷地に面する私道の使用・利用等については、所有者等と協議を行っていただくこととなります。
- 5 買受人に対して、郡山市は公売物件の引渡しの義務を負いません。あらかじめ御了承ください。
- 6 公売が中止になる場合があります。あらかじめ御了承ください。
- 7 公売公告の内容については、郡山市税務部収納課で閲覧することができます。

買受人についての資格及び注意事項等

買受人の制限	20歳未満の方、日本語を完全に理解できない方、国税徴収法第92条(買受人の制限)及び第108条第1項(公売実施の適正化のための措置)に該当する方並びに公売財産の買受について一定の資格その他の要件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方は公売への参加及び財産を買い受けることはできません。
陳述書の提出	国税徴収法第99条の2に規定する暴力団等に該当しないこと等の陳述が必要となります。
委任状の提出	代理人が入札する場合は、委任状が必要となります。
開札の方法	入札書は、入札者の前で開札します。
最高価申込者の決定	入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である入札者を最高価申込者(落札者)とします。 最高価額の入札者が2人以上あるときは、同価の入札者間でさらに追加入札を行い、追加入札の価額がなお同価のときは、くじで最高価申込者を決定します。 なお、追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることを要します。
次順位買受申込者の決定等	最高価申込者に次ぐ入札者(ただし、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上の者)で、次順位による買受申込者に対して次順位買受申込者の決定をします。 次順位買受申込者の納付した公売保証金は、一定期間保管します。 最高価申込者の決定を取り消したとき又は売却決定を取り消したときは、次順位買受申込者に対して売却決定をします。
再度入札	見積価額以上の入札者がいないときは、直ちに再度入札を行うことがあります。
入札書についての制限	一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。金額を訂正した場合又は同じ公売財産に複数枚の入札書を提出した場合は、無効とします。
買受人決定	最高価申込者を買受人とします。
公売保証金及び買受代金の納付	公売保証金は、現金を御持参いただき、入札される前に納付していただきます。公売保証金を納付した後でなければ入札はできません。 買受人は買受代金納付期限までに、落札価額から公売保証金を除いた額を現金又は銀行振込でお支払いください。 なお、買受代金の分割納付はできません。
権利移転の時期及び財産引渡し	買受代金を完納したときとします。したがって、買受代金完納後は買受人の所有となるので、財産の毀損、焼失等による損害は買受人の負担となります。また、公売財産の引渡しは買受代金納付時点での現況有姿となり、郡山市は契約不適合責任を負いません。
権利移転に伴う費用	買受人の負担となります。権利移転について登記(登録)の嘱託を必要とする場合は、買受代金納付の際に登録免許税に相当する印紙又は登録免許税納付済みの領収書を提出してください。
売却決定の取消	買受人が買受代金を納付するときに滞納者が滞納金額を完納したとき又は買受人が買受代金を納付期限までに納付しない場合、その他公売代金納付後でも公売処分を取消すべき事由があるときは、売却決定を取り消します。
公売保証金の返還	公売保証金を納入し入札したが、最高価申込者又は次順位買受申込者とならなかった場合には、公売終了後公売保証金を返還します。
公売保証金の帰属	買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないために売却決定が取り消されたときは、公売保証金は滞納者の税に充当します。なお、残余があるときは、滞納者に交付します。 ただし、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、郡山市に帰属します。